

令和3年 第2回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和3年3月26日(金)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時30分 閉会宣言13時51分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。 無し

6. 遅刻者は次のとおりです。 無し

7. 早退者は次のとおりです。 無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	三浦厚
生涯学習課主幹	小林正明	学校教育総括主査	土井泰宣

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第6号	学校医の委嘱について
議案第7号	清里町立学校管理規則の一部を改正する規則
議案第8号	清里町立学校管理規程の一部を改正する規程
議案第9号	修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領
議案第10号	清里町生涯学習活動車運行規程の一部を改正する規程

10. 議事の経過

別紙

## 第2回清里町教育委員会 議事録

令和3年3月26日（金）

議 長	<p>ただいまから、令和3年 第2回 清里町教育委員会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 福田委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第6号 学校医の委嘱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第6号「学校医の委嘱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>学校医は、学校保健安全法第23条第1項の規定により、教育委員会が委嘱し、町立学校の検診等に従事していただくものです。</p> <p>現在の学校医は、清里クリニック院長の齋藤浩記氏でしたが、清里クリニックが3月31日をもって閉院されることから、新たに委嘱するものです。</p> <p>新たな学校医候補者は、4月に新たに開院するきよさとクリニックの院長宮下晃一氏です。</p> <p>1ページおめくりください。</p> <p>宮下氏は、昭和38年生まれの57歳で、平成28年度から現クリニックにおいて副院長として外来診察及び訪問診療にあたっておられます。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p>
各 委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第6号 学校医の委嘱について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第6号 学校医の委嘱については、原案どおり決定されました。</p>

議 長	<p>日程第3 議案第7号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第7号「清里町立学校管理規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規則は、清里町教育委員会が所管する学校の適正にして円滑な運営を図ることを目的としております。</p> <p>今回の改正は、清里町立学校の休業日のうち、秋季休業日を9月の最終土日を含むとしていたものを、9月の最終土日または10月の第1週の土日を含むものに改めるものです。</p> <p>ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第33条第1項第7号の「9月の最終の土日」のあとに「、または10月の第1週の土日」を追加いたします。</p> <p>附則につきましては、施行日を定めるもので、令和3年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第7号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則についてを採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第7号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第8号 清里町立学校管理規程の一部を改正する規程について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第8号「清里町立学校管理規程の一部を改正する規程」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規程は、清里町教育委員会が所管する学校の適正にして円滑な運営を行うことに関し必要事項を定めることを目的としております。</p> <p>今回の改正は、清里町立学校職員の出勤簿押印を廃止し、コンピューターのシステムに記録することに改めるものです。</p> <p>ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p>

	<p>い。</p> <p>第21条第1項中「所定の出勤簿に押印」を「校務支援システムにより出勤を記録」に改めます。</p> <p>附則につきましては、施行日を定めるもので、令和3年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第8号 清里町立学校管理規程の一部を改正する規程についてを採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第8号 清里町立学校管理規程の一部を改正する規程については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第9号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第9号「修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要領は、修学旅行や各種学校行事等において職員の勤務時間の割振りを弾力的に設定することを目的としています。</p> <p>今回の改正は、道立学校の要綱改正に合わせて、対象となる行事等に、「校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」を追加するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条第14項の次に「校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」の説明として第15項を加えます。</p> <p>また、第3条第2項第14号の次に「第15号 校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」を追加するものです。</p> <p>さらに、別記様式1の記載上の注意のうち、5の「かっこ14」を「かっこ15」に改めます。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和3年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第9号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第9号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第10号 清里町生涯学習活動車運行規程の一部を改正する規程について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第10号「清里町生涯学習活動車運行規程の一部を改正する規程」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規程は、生涯学習活動車の運行について、必要な事項を定めることを目的としております。</p> <p>今回の改正は、生涯学習活動車の利用時間と利用料金の負担区分を、より明確にするよう改めるものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第5条第1項第3号のうち「利用時間は、概ね午前7時～午後6時までとする。」を「利用時間は、午前7時～午後6時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない」に改めます。</p> <p>また、別表2につきまして、規程第2条の号のうち、第3号と第4号の負担割合を、「300キロメートルを超過するキロメートル数は団体負担」とあるのを「300キロメートルを超過するキロメートル数及び午後6時から午前7時までの運行料金は団体負担」に改めます。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和3年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第10号 清里町生涯学習活動車運行規程の一部を改正する規程について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第10号 清里町生涯学習活動車運行規程の一部を改正する規程については、原案どおり決定されました。
議 長	本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の委員会を閉会いたします。

上記の議事録は、総括主査 土井泰宣 が記したものであるが、その内容が正当であることを証し、ここに署名する。

令和3年3月26日

清里町教育委員会教育長

---

清里町教育委員

---

清里町教育委員

---